

【鎌倉みんなのスタジアム】利用規約

第1条 目的

本規約は、一般社団法人鎌倉スポーツコミッション（以下、「当法人」という。）が運営する神奈川県鎌倉市梶原所在の『鎌倉みんなのスタジアム』グラウンド及びその付帯施設（以下、総称して「本施設」という。）の利用に関する権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条 利用規約の適用

本施設を利用する者（以下、「利用者」という。）は、当法人が別途認めた場合を除き、本規約の内容を遵守して本施設を利用するものとする。なお、当法人が別途利用細則その他のルールを定めた場合には、利用者は当該内容も遵守して利用するものとする。

第3条 利用者

1. 本施設を利用する権利を有する個人又は法人は、当法人が別途定めた施設メンバー規約に従い登録した施設メンバーおよび当法人が別途定めた手続きを経て利用を許諾したものとする。但し、本施設をイベント等で利用する場合など、その他当法人が別途認めた場合においてはこの限りではない。
2. 施設メンバーへの登録申込、年間登録料等の支払は、別途当法人が定めた方法にて行うものとする。

第4条 休業日、営業時間

1. 本施設の休業日と営業時間は、別途当法人が定めるものとする。
2. 当法人は本施設の休業日及び営業時間を随時変更できるものとし、これらの変更等を行う場合、当法人は利用者に対する補償等は一切行わない。

第5条 利用時間、利用料金

1. 本施設の利用時間（以下、「利用時間」という。）、利用料金（以下、「利用料金」という。）については別途当法人が定めるものとし、利用者から一度納入された利用料金については、別途当法人が定める場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。
2. 本施設における利用時間の単位は、別途当法人が定めるものとし、当法人はこれを随時変更できるものとする。
3. 利用者は必ず利用時間内で準備・片付けを行い、利用時間が終了するまでにコートから退場しなければならない。

第6条 料金の改定

当法人は利用料金等について、経済情勢の変化、利用状況の変動等により、随時これを改定できるものとする。

第7条 本施設の利用

1. 本施設の利用に際しては、当法人が「利用申込細則」で定める方法にて、利用者が事前に利用申込

を行うものとする。利用申込を完了し、利用許諾について当法人所定の手続を経た時点で予約確定となるものとし、この時点で当法人と当該利用者との間で本施設の利用契約（以下、「本利用契約」という）が成立するものとし、

2. 本施設の利用申込可能期間については、それぞれ以下のとおりとする。

- 1) 施設メンバー・・・利用希望日の属する前々月の1日から当日まで
- 2) ビジター利用者・・・利用希望日の属する月の前月の1日から当日まで
- 3) 企画・イベント利用者・・・それぞれの企画・イベントの要項に準ずる

3. 同一利用日において予約できる利用時間の上限は、別途当法人が定めるものとする。

4. 一利用者が予約できる利用時間の上限は、別途当法人が定めるものとする。

5. 利用者は予約確定後、当法人から指定された期日までに当法人が定める方法にて利用料金を支払うものとする。

6. 利用者は本施設の利用日当日、利用者本人（法人メンバーの場合は代表者又は副代表者）が、スマートフォンその他の電子機器の画面において、当法人が利用を認める旨の記載がある画面を表示し、提示しなければならないものとする。

第8条 キャンセル、利用中止

1. 本施設利用の予約確定後、利用者が本施設の利用をキャンセルする場合、又は当法人の指示により利用者が本施設の利用を中止した場合の扱いは、当法人が別途「キャンセル・利用中止細則」で定めるものとする。

2. 利用者が当法人から指定された期日までに利用料金の支払を行わなかった場合は、キャンセル扱いとし、その場合の扱いについても前項同様とする。

第9条 支払方法

1. 利用者は利用料金（、キャンセル料金）について、当法人より指定された期日までに当法人が指定する口座へ振込にて支払うものとする。

2. 振込者名は当法人に登録済みの利用者名で行い、振込者名の前に必ず予約番号を入力するものとする。

3. 本施設の利用にあたり発生する振込手数料については、利用者が負担するものとする。

第10条 本施設の閉鎖・廃止、利用の制限・禁止等

1. 当法人は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢及び経済状況の著しい変化、経営上の都合、施設の改修、その他止むを得ない事情等により、本施設の一部又は全部を閉鎖又は廃止し、利用者に対し施設の利用を制限又は禁止することができる。

2. 本施設は、イベント等の特別行事が行われる場合があり、この場合、当法人は利用者に対し本施設の利用を制限又は禁止することができる。

3. 前2項以外の場合においても、当法人が不適切であると判断した場合には、利用者に対し本施設の利用を制限又は禁止することができる。

4. 当法人は、前3項の定めに基づき本施設を閉鎖又は廃止し、利用を制限又は禁止した場合、利用者に対する補償等は一切行わない。

第11条 未成年者のみによる利用の禁止、同伴義務

利用者(利用者が法人である場合には、代表者、副代表者又は事前に当法人に申請し許諾を得た該当者)は、利用時間中に必ず本施設内に滞在しなければならない。また、利用者が未成年者に本施設を利用させる場合には、当施設利用者本人ないしは、成人の責任者が同伴の上、未成年者全員の行動につき全責任を持って監督しなければならない。

第12条 当法人の免責規定

1. 本施設利用時の怪我や事故等については、当法人は一切責任を負わないものとする。利用に際しては、これらの危険があることを十分認識し、利用者による自己の判断と責任において利用するものとする。
2. 盗難、紛失等があった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。貴重品・携行物等については、利用者が自己の責任において管理するものとする。
3. 当法人が発見した忘れ物は発見から2週間保管するものとする。当法人に連絡がなく発見から2週間が経過した場合、又はその間に利用者から当法人に連絡があった場合においても、連絡から2週間以内に引取がなかった場合は当法人にて処分するものとし、これに関し、当法人では一切責任を負わない。なお、危険物や腐敗の恐れがある物等については、当法人の判断により即時処分するものとし、その際、当法人では一切責任を負わない。
4. 本施設利用中の怪我や盗難、物品の破損などに関する保険については、利用者による自己の判断と責任において加入するものとする。
5. 第1項の規定に関わらず、本利用契約が消費者契約法第2条第3項の消費者契約に該当する場合で、利用者が発生した損害が当法人の故意又は重過失に基づく時には、前各項に定める当法人の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。
6. 第1項の規定に関わらず、本利用契約が消費者契約法第2条第3項の消費者契約に該当する場合で、会員が発生した損害が当法人の通常の過失又は軽過失に基づくときには、当法人は、利用者が直接被った通常損害につき、通常損害の金額の10分の1に相当する金額を上限として、損害賠償の責任を負う。

第13条 喫煙、飲食

本施設での喫煙、飲食については、定められた場所以外でこれを行うことを禁止する。

第14条 第三者への賠償

利用者は、自己の責に帰すべき事由（自らが予約した時間帯に本施設を利用している者に対する本施設の利用に係る説明を怠ったこと等も含む）により第三者に損害を与えた場合、直ちにその旨を当法人に報告するものとし、当該第三者に対して速やかにその損害を賠償するものとする。

第15条 本施設等への損害

- 1 個人利用者は、自己の責に帰すべき事由（自らが予約した時間帯に本施設を利用している者に対す

る本施設の利用に係る説明を怠ったこと等も含む)により本施設に損害を与える等、当法人に損害を生じさせた場合、直ちにその旨を当法人に報告するものとし、速やかにその損害を賠償するものとする。

2 法人利用者は、自己の責に帰すべき事由及び自己が予約した時間帯に本施設を利用した者の責に帰すべき事由により本施設に損害を与えたこと等により当法人に損害を生じさせた場合、直ちにその旨を当法人に報告するものとし、当法人に対して速やかにその損害を賠償するものとする。当該法人利用者の代表者として当法人に申請された者は、当該法人利用者が本項に基づき当法人に負う債務について連帯保証し、当該法人利用者と連帯して賠償義務を負う。

第16条 禁止事項

当法人は、利用者が本施設を利用する際、次の各号の行為等を禁止する。利用者及び利用者と同行した付随利用者がこれらの禁止事項を行った場合、当法人は当該利用者に対して利用の制限・施設メンバー資格の剥奪等を行うことができるものとする。

- 1) 本施設内での営業行為(事前許諾を得ないイベント・大会を含む)。
- 2) サッカー・フットサルその他、事前に申請した用途以外の使用。
- 3) 利用者として登録されているチーム又は個人以外の練習・ゲーム・大会等。
- 4) ペット、危険物、その他当法人が禁止しているもの本施設への持込。
- 5) 本施設ピッチ内におけるサッカーシューズ以外のスパイク類、ハイヒール等、人工芝を傷める恐れのあるものの使用。
- 6) 故意に防球ネットを越えるようなパス及びシュート。本施設ピッチ外におけるボールの使用。
- 7) 本施設ピッチ内での食事・飲酒・喫煙。
- 8) アルコールを摂取してのプレー。
- 9) 指定場所以外での着替え。
- 10) 7時から9時及び21時から23時の間は、サイレントタイムとし、必要以上の大声・拍手・歓声、ホイッスルの使用等、近隣に対して迷惑となる行為。
- 11) 他人に迷惑がかかるような行為。公序良俗に反する行為。
- 12) 本規約及び第17条記載の規約、規約、細則等に違反する行為。
- 13) その他、当法人からの指示及び本施設における掲示等にて禁止された行為。

第17条 諸規約の遵守

利用者は、本規約ならびに当法人が定める全ての規約・規約・細則等、及び当法人からの口頭又は文書等による指示を遵守して本施設を利用するものとする。当法人は利用者がこれらに違反した場合、直ちに本施設の利用を中止させ、利用者資格の剥奪等を行うことができるものとする。

第18条 本規約の改定

当法人は必要に応じて、本規約を改定できるものとし、本規約の変更内容を利用者へ通知又はWeb上で公表した後において利用者が本施設を利用した場合、当法人が本規約の変更内容を利用者へ通知又はWeb上で公表した後3ヶ月経過した場合は、利用者は新しい規約を承諾したものとみなします。

制定日：令和3年4月1日